

福島県建築関係工事特記仕様書【R6年7月版】

I 工事概要

1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

電気設備工事概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない)

5 機械設備工事概要

機械設備工事概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない)

II 工事仕様

- 1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。
2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
4 形状寸法の単位は、特記した場合は除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある〔県：〕と表示されているものは、
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目 特記事項

1 一般共通事項
1-1 適用基準等
1-2 施工条件
1-3 工事実績データの作成、登録
1-4 技能士
1-5 イメージアップ
1-6 発生材の処理
1-7 監督員事務所
1-8 工事用表示板
1-9 施工履歴
1-10 色彩計画
1-11 使用材料等
1-12 特別な材料の工法
1-13 風荷重等
1-14 記録報告
1-15 電子納品
1-16 完成時の提出書類
1-17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)
1-18 設計CADデータ貸与
1-19 工事検査

1 一般共通事項
1-20 建設工事使用機械等
1-21 設計GL
1-22 既存部分等への処理
1-23 他工事との取合い
1-24 建築材料設備機器等
1-25 電気工事士
1-26 火災保険等
1-27 官公庁への届手續き等
1-28 概成工期
1-29 BELS申請書作成及び申請手続き
1-30 連休2日促進工事
1-31 入札時積算数量書活用方式
1-32 情報共有システム
1-33 遠隔監視
1-34 建設キャリアアップシステム(CCUS)
1-35 その他
2 仮設工事
2-1 仮囲い
2-2 危険防止
2-3 足場
2-4 工事用水
2-5 工事用電力
2-6 工事用進入路
2-7 ベンチマーク
2-8 交通誘導警備員
2-9 仮設関係
3 土工事
3-1 埋戻し及び盛土
3-2 建設発生土の処理

2	雷保護設備	<p>(1) 建物等の雷保護設備 ・ 設ける ・ 設けない ※ 雷保護設備については、現場施工前に木工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003 (新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992 (旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009</p> <p>(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>	5	施工条件	<p>1 工程関係 ※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り ・ 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 図示による ・ 建設機械等の調整</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法 ※制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ()) ・ 施工時間 (時～ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 ・ 有 (・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 有 (・ : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無</p> <p>3 他機関との協議 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())</p> <p>仮設ヤード ※無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>※施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ ()</p> <p>・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工程 ()</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<p>3 1 資材調達 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保 (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:表彰及び解散に要する費用・資金以外の食費・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(共通費):設計書に積上げた計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>			資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	<p>1 1 資材調達 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保 (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:表彰及び解散に要する費用・資金以外の食費・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(共通費):設計書に積上げた計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等													5	施工条件	<p>1 工程関係 ※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り ・ 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 図示による ・ 建設機械等の調整</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法 ※制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ()) ・ 施工時間 (時～ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 ・ 有 (・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 有 (・ : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無</p> <p>3 他機関との協議 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())</p> <p>仮設ヤード ※無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>※施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ ()</p> <p>・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工程 ()</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																
		資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>3 1 資材調達 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保 (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:表彰及び解散に要する費用・資金以外の食費・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(共通費):設計書に積上げた計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	準備期間確保工事・フレックス工事・着工届の提出・コリンズの登録・福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係	<p>1 準備期間確保工事 準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>2 フレックス工事 フレックス工事執行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>3 着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>4 コリンズの登録 受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。</p> <p>6 その他 ・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・ 工事の始期までの着工前準備期間、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>	5	施工条件	<p>1 工程関係 ※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り ・ 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 図示による ・ 建設機械等の調整</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法 ※制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ()) ・ 施工時間 (時～ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 ・ 有 (・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 有 (・ : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無</p> <p>3 他機関との協議 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())</p> <p>仮設ヤード ※無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>※施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ ()</p> <p>・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工程 ()</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<p>3 1 資材調達 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保 (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:表彰及び解散に要する費用・資金以外の食費・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(共通費):設計書に積上げた計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>			資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>5 1 雷保護設備</p>		<p>(1) 建物等の雷保護設備 ・ 設ける ・ 設けない ※ 雷保護設備については、現場施工前に木工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003 (新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992 (旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009</p> <p>(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>	5	施工条件	<p>1 工程関係 ※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り ・ 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 図示による ・ 建設機械等の調整</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法 ※制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ()) ・ 施工時間 (時～ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 ・ 有 (・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 有 (・ : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無</p> <p>3 他機関との協議 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())</p> <p>仮設ヤード ※無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>※施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ ()</p> <p>・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工程 ()</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>5 1 雷保護設備</p>	<p>(1) 建物等の雷保護設備 ・ 設ける ・ 設けない ※ 雷保護設備については、現場施工前に木工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003 (新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992 (旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009</p> <p>(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し</p> <p>※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>5 工事区分 別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事の工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工 事 内 容</th> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td>電気関係</td> <td>配電盤・制御盤の基礎</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機械関係</td> <td>屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>梁台、アンカーボルト</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">開口部</td> <td>梁、床、壁</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>貫通スリーブ</td> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>梁、床、壁</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>貫通部型枠</td> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>軽鋼軌下地、壁、天井ボード類の切込</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤</td> <td>補強を要しないもの(アクリルボックスは除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤</td> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上配開口部の補強</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上配開口部の露出し</td> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>フリーアクセスフロア用配線器具</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>床、壁、天井</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>外部取付ガラリ</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>湯沸釜のフード</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>流し台</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>防油堤</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">電気配管配線</td> <td>排水トラップ共</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>オイルサーピスタングの防油堤</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>タンク基礎</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自家専用</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>空調用</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>床下水槽のマンホールふた</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋外排水管</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>汚水、雑排水</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>雨水立管(たてどい)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>トイレ手すり</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>化粧鏡(衛生器具まわり)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>はめ込形洗面器用カウンター(前板共)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配管及び操作スイッチ</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>防火扉レリース</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>電線槽</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>配線ピット及びふた</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器などへの接続(1次側)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給配管配線</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配管</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>個別パッケージの室内機、室外機の渡り配管(接地共)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>小便器用断水装置の制御盤以降の2次側の配管配線</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ検知器</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>電気配</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>電気配及び通電金具</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>TENキー及び制御盤</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(金具製)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr></tbody></table>		工 事 内 容		建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	※	・	・	機械関係	屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	梁台、アンカーボルト	※	※	※	・	開口部	梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※	貫通スリーブ	補強を要しないもの	・	※	※	梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※	貫通部型枠	補強を要しないもの	・	※	※	軽鋼軌下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの	・	※	※	埋込形分電盤	補強を要しないもの(アクリルボックスは除く)	※	・	・	埋込形分電盤	補強を要するもの	・	※	・	埋込形分電盤	補強を要しないもの	・	※	・	上配開口部の補強	補強を要するもの	・	※	・	上配開口部の露出し	補強を要しないもの	・	※	・	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	補強を要するもの	・	※	・	フリーアクセスフロア用配線器具	補強を要するもの	・	※	・	床、壁、天井	補強を要するもの	・	※	・	外部取付ガラリ	補強を要するもの	・	※	・	湯沸釜のフード	補強を要するもの	・	※	・	換気扇の取付枠	補強を要するもの	・	※	・	流し台	補強を要するもの	・	※	・	防油堤	補強を要するもの	・	※	・	電気配管配線	排水トラップ共	補強を要するもの	・	※	・	オイルサーピスタングの防油堤	補強を要するもの	・	※	・	タンク基礎	補強を要するもの	・	※	・	自家専用	補強を要するもの	・	※	・	空調用	補強を要するもの	・	※	・	床下水槽のマンホールふた	補強を要するもの	・	※	・	雨水	補強を要するもの	・	※	・	屋外排水管	補強を要するもの	・	※	・	汚水、雑排水	補強を要するもの	・	※	・	雨水立管(たてどい)	補強を要するもの	・	※	・	トイレ手すり	補強を要するもの	・	※	・	化粧鏡(衛生器具まわり)	補強を要するもの	・	※	・	はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	補強を要するもの	・	※	・	ガスボンベ転倒防止用の鎖	補強を要するもの	・	※	・	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配管及び操作スイッチ	補強を要するもの	・	※	・	防火扉レリース	補強を要するもの	・	※	・	電線槽	補強を要するもの	・	※	・	配線ピット及びふた	補強を要するもの	・	※	・	機器などへの接続(1次側)	補強を要するもの	・	※	・	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・	機器付属の制御盤への電源供給配管配線	補強を要するもの	・	※	・	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	補強を要するもの	・	※	・	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線	補強を要するもの	・	※	・	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配管	補強を要するもの	・	※	・	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	補強を要するもの	・	※	・	小便器用断水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	補強を要するもの	・	※	・	ガス漏れ検知器	補強を要するもの	・	※	・	電気配	補強を要するもの	・	※	・	電気配及び通電金具	補強を要するもの	・	※	・	TENキー及び制御盤	補強を要するもの	・	※	・	エレベーター出入口三方枠(金具製)	補強を要するもの	・	※	・	エレベーター出入口三方枠(石製)	補強を要するもの	・	※
工 事 内 容		建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																															
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	機械関係	屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
梁台、アンカーボルト	※	※	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	貫通スリーブ	補強を要しないもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	貫通部型枠	補強を要しないもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	軽鋼軌下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	埋込形分電盤	補強を要しないもの(アクリルボックスは除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	埋込形分電盤	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	埋込形分電盤	補強を要しないもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	上配開口部の補強	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	上配開口部の露出し	補強を要しないもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	フリーアクセスフロア用配線器具	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	床、壁、天井	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	外部取付ガラリ	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	湯沸釜のフード	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
換気扇の取付枠	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
流し台	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
防油堤	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電気配管配線	排水トラップ共	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	オイルサーピスタングの防油堤	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	タンク基礎	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	自家専用	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	空調用	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	床下水槽のマンホールふた	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	雨水	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	屋外排水管	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	汚水、雑排水	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	雨水立管(たてどい)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	トイレ手すり	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	化粧鏡(衛生器具まわり)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ガスボンベ転倒防止用の鎖	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配管及び操作スイッチ	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																															
防火扉レリース	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電線槽	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
配線ピット及びふた	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器などへの接続(1次側)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器付属の制御盤への電源供給配管配線	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配管	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配管(接地共)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小便器用断水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ガス漏れ検知器	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電気配	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電気配及び通電金具	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
TENキー及び制御盤	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
エレベーター出入口三方枠(金具製)	補強を要するもの	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																
エレベーター出入口三方枠(石製)	補強を要するもの	・	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

<p>現場環境改善（快適トイレの設置）</p>	<p>1 内容</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えな工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>9</p> <p>熱中症対策</p> <p>(1)工期・工費等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記i)は、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日を除く。))において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))がi)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城</td> <td>茂庭, 柴川, 福島, 鷲野, 二本松</td> </tr> <tr> <td>栃木</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>群馬</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>検原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝院</td> </tr> <tr> <td>山梨県</td> <td>相馬, 飯沼, 渡江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	茨城	茂庭, 柴川, 福島, 鷲野, 二本松	栃木	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	群馬	白河, 東白川	千葉県	金山, 若松	東京都	検原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	新潟県	只見, 南郷, 田島, 松枝院	山梨県	相馬, 飯沼, 渡江, 川内, 広野	長野県	山田, 小名浜	
	建設事務所管内	観測地点																					
茨城	茂庭, 柴川, 福島, 鷲野, 二本松																						
栃木	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
群馬	白河, 東白川																						
千葉県	金山, 若松																						
東京都	検原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
新潟県	只見, 南郷, 田島, 松枝院																						
山梨県	相馬, 飯沼, 渡江, 川内, 広野																						
長野県	山田, 小名浜																						
<p>再生資源利用(促進)計画</p>	<p>1 再生資源利用計画書</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p>	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																					
<p>総合評価方式における技術提案書の確認</p>	<p>1 内容</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																					